

特集

文教施策の進展

平成8年度の展望

8

総説・文教行政全般の進展／各分野の文教施策の展開

10 文教施策の総合的推進

＜文教政策のための調査研究の充実＞「我が国の文教施策」（教育白書）の刊行／教職員の生涯生活設計の推進

12

生涯学習・生涯学習の振興／生涯学習の振興のための施策

14 初等中等教育

＜初等中等教育の概況＞教育内容・方法の改善／学校週五日制の実施／生徒指導の充実／進路指導の改善／健康教育の充実／国際化・情報化への対応／高等学校教育の改革／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興／よりよい教科書の提供／教職員定数の充実等教育条件の整備／教員の資質能力の向上／海外子女・帰国子女教育の充実／外国入子女教育の推進／学校等の防災体制の充実について／同和教育の振興

24 高等教育

＜高等教育の現状と整備の方向＞高等教育改革の推進／リフレッシュ教育の推進／理工系人材の養成／医学教育等の改善／大学院の充実と改革／国立大学の整備充実等／公立大学等に対する助成／大学入学者選抜の改善／青英奨学事業の充実／学生の就職について／マルチメディアを活用した高等教育の推進

30 私立学校

＜私立学校の概況＞私学助成の充実

32 学術研究

＜学術行政の概況＞科学研究費補助金の拡充と出資制度の創設／若手研究者の養成・確保／学術研究体制の整備／基礎研究の重点的推進／学術研究の社会的協力・連携の推進

36 社会教育

＜時代の要請にこたえる社会教育事業の充実＞社会教育の諸条件の整備

38 スポーツ

＜スポーツ行政の概況＞体育・スポーツ施設の整備充実／生涯スポーツの推進／競技スポーツの振興／学校における体育・スポーツの充実

42 文化

＜文化政策の推進＞芸術文化の振興／国語・著作権・宗務／文化財の保存・活用／国立文化施設の整備・充実

46 国際交流

＜国際交流・協力＞国際交流・協力の概況／教育・学術・文化・スポーツの国際交流・協力／留学生交流の推進／外国人に対する日本語教育の推進

50 情報化の推進

＜情報化施策の概況＞情報化の進展に対応した各分野の取組

52 文教施設

＜文教施設のインテリジェント化等の推進＞初等中等教育施設の整備方策／国立学校施設の整備充実

54 平成8年度予算

／文部省の機構定員／文教関係の税制

I ある日の学校訪問記

・舞阪町立舞阪幼稚園（奈良県）

・天然記念物歳時記「花こよみ」

・エヒメアヤメ自生南限地帯

表2 名作シリーズ・極楽井

表3 文化財紹介

・八戸及び周辺地域の漁撈用具と浜小屋

6 であいふれあい・高野 進

61 焦点 文教施策

63 お知らせ

64 中教審ユース

66 ポイント生涯学習

・ボランティア活動の支援・推進

68 都道府県発

・教育・学術・文化・スポーツユース

・東京都

・京都府・島根県・宮崎県

70 どんな講座こんな講座

・大学の公開講座から

72 現代スポーツあれこれ

・競技スポーツの振興と生涯スポーツの振興

74 科学はいまー理工系へのいざない

・九州大学機能物質科学研究所

77 鑑賞席・東アジアの仏たち

78 ぼくら、わたしたちのウィークエンド

80 海外教育ユース

82 文学のふもと・若い人

84 編集後記

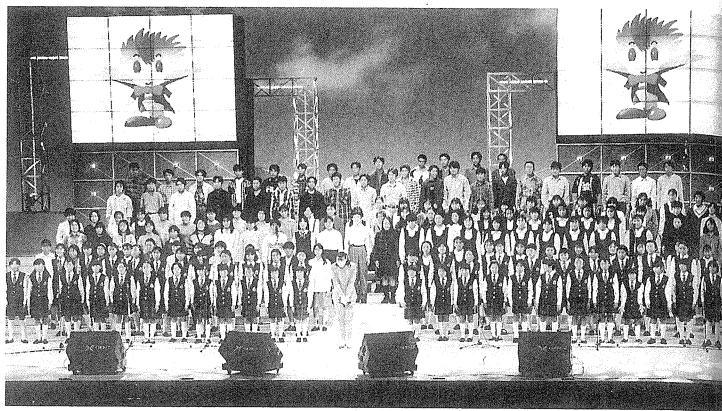
文化

1 文化政策の推進

文化は国民一人一人にとって生きるあかし、生きがいであるとともに、国の基盤を形成する最も重要な要素の一つである。これからの日本は、まさに人々が文化活動を通じて心にするおいを持って、真に豊かな生活を送ることができるよう、文化を重視した国づくりを行っていくことが求められている。

このため文化庁としては、古来の伝統文化を継承しながら、芸術文化の創造・発展を図るとともに、文化を通じて国際貢献を行うことなどを通じて、二一世紀に向けて新しい文化立国を目指していくことが重要であるとの考えに立つて、文化振興のための諸施策に努めていくこととしている。

平成八年度予算案においては、総額七五〇億円を計上したが、その増加額は八二億円で、



第10回 国民文化祭・とちぎ95開会式・オープニングフェスティバル

伸び率は前年度を上回る二・一・三％増と国の一般歳出が抑制されている中で高水準を確保した。具体的には、①芸術創造活動の推進（アーツプラン21）、②文化のまちづくりの推進、③文化財の保存・公開活用、④文化を支える人材の養成・確保、⑤文化の国際交流・協力の推進、⑥文化発信のための基盤整備等の諸施策を重点的に推進することとしている。

2 芸術文化の振興

(1) 優れた芸術創作活動の推進

芸術活動の助成については、「アーツプラン21」として芸術創造活動に対する支援の抜本的な拡充を図ることとしている。具体的には、①我が国の舞台芸術水準の向上を図る上で直接的な索引力となることが期待される芸術団体への重点支援の導入、②海外フェステ

くこととしている。

(2) 地域レベルの文化活動の展開

地域に根ざした優れた芸術文化活動が全国各地で行われるようにするため、新たに「文化のまちづくり事業」を実施する。この事業は、地域の文化遺産などを生かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化活動を活発にし、身近に優れた芸術文化を鑑賞できるようにすることを通じて、魅力的な「まちづくり」を行おうとするものである。

文化会館の支援のため、アートマネージメントや舞台技術などに関する研修によつて職員専門的能力の向上に努めている。

また、文化会館が自ら舞台公演を企画するなど、主体的な活動を展開するために必要な芸術文化についての情報やノウハウを提供するため、「芸術情報プラザ」を開設して、専門家によるアドバイスが受けられるようにしている。

さらに、パソコン通信ネットワークを利用した「地域文化情報システム」についても、芸術家や芸術団体などに関する情報が簡単に入手できるよう、基本的な情報のデータベース化を進めるとともに、芸術団体と文化会館との間での情報の相互交流を促進する。

平成八年度の国民文化祭は、九月二八日から一〇月七日にかけて、「いのちとくらし」――

イバルへの参加への支援等、国際芸術交流の推進、③研修事業等、統括団体の行う芸術創造基盤整備への支援、④日本芸術文化振興会に対する新たな補助金の創設により、我が国の舞台芸術の水準向上に資する優れた公演への支援を実施する。

我が国のオペラ、バレエ、現代舞踊、演劇などの現代舞台芸術の拠点となる新国立劇場では、平成九年一〇月の開場に向けて、建設工事、開場記念公演等の諸準備が進められている。また、昨年五〇回を迎えた芸術祭については、大阪での参加公演の実施や、放送部門の参加等を図るなど一層の充実に努める。

映画芸術の振興に関しては、我が国の映画芸術振興の拠点として昨年五月にオープンした東京国立近代美術館フィルムセンターにおいて特別企画上映を行うとともに、映画に関する人材養成や我が国の優れた近作映画を海外に紹介する事業等を実施する。

若手芸術家の養成については、「芸術家在外研修制度」の研修員数を拡充するほか、海外での研修成果を発表する機会を新たに設けることとしている。

さらに、広く国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造できるような基盤整備のため、芸術文化振興基金により、引き続き芸術創造活動に対して幅広く助成している。

こうした施策以外に、舞台芸術の巡回公演、国立博物館・美術館の所蔵作品を活用した巡回展などによる優れた芸術の鑑賞機会の提供、学芸員などの美術館職員を対象とした研修、芸術文化振興基金による地域文化振興活動への助成などを行う。

3 国語・著作権・宗務

(1) 国語施策の推進

国語審議会では、これまで「言葉遣いに関すること」、「情報化・国際社会への対応に関すること」を中心に審議を行い、平成七年一月には審議経過を報告したところであるが、引き続き新しい時代に応じた国語施策の在り方について審議を進めることとしている。

また、国際化の進展に伴う国内外の日本語学習者の増大、学習目的・ニーズの多様化等に対応するため、日本語教育の指導内容・方法の充実を図るとともに、中国帰国者に対する日

本語教育や、地域社会における外国人の急増を踏まえ、地域日本語教育事業を行っている。平成八年度においては、新たに通信衛星やマルチメディアを活用した事業を中心に高度情報化に対応した日本語教育の在り方に関する調査研究を行うとともに、中国帰国者に対する日本語通信教育を試行的に実施することとしている。

(2) 著作権施策の展開

著作権制度は、様々なソフトの創作活動にインセンティブを与えるために不可欠な法的基盤である。そのため、文化庁においては、技術の発達、社会経済情勢の変化及び国際的な動向等を踏まえ、適時適切に改善を図っており、本年度においては、次のような施策を講じることとしている。

第一に、情報化の進展に対応するための著作権施策の展開を図る。近年のデジタル・ネットワーク化の進展により著作物の利用が多様化・大量化すること等に伴い、「権利処理上の課題」及び「制度上の課題」が指摘されている。文化庁では、「権利処理上の課題」に対応するため、適切かつ円滑な権利処理ルールの確立を目指し、関係者による協議を促進支援している。さらに、「著作権権利情報集中機構（仮称）」（各分野の著作物に関する権

利所在情報をも一つの窓口で利用者に提供するシステムの管理・運営を行う組織）を設立するための調査研究を昨年度から行っている。また、著作権審議会権利の集中管理小委員会において、権利の集中管理の制度全体の在り方について総合的な検討を進めているところである。「制度上の課題」については、著作権審議会マルチメディア小委員会において、国内外の意見やWIPO（世界知的所有権機関）等における国際的な動向を見つつ検討を行っている。第二に、国民の著作権に対する一層の理解を深め、著作権の保護意識の向上を図るため、各種講習会の開催や資料の発行等を通じ、著作権思想の普及・啓発に努める。特に、早期から著作権保護意識を高めるため、本年度から、中学校等の生徒を対象に著作権について基本的な考え方を分かりやすく解説した「著作権読本」を新たに作成・配布する。

また、コンピュータ・プログラムの違法コピーを防止するため、平成六年度から三年計画で、学校や企業等を対象とした「コンピュータ・ソフトウェアの管理の手引」を作成・配布する事業を行っている（本年度は、企業向けの手引を作成する）。

第三に、著作権分野における国際的協力を推進する。アジア地域における著作権制度の普及促進を図るため、ODA事業として、ア

これらの研修会の拡充を図ることとしている。このほか管理運営のための事例集や指導書を作成し、広く宗教法人関係者に配布するなど、宗教法人の管理運営の一層の適正化に努めている。

また、我が国の宗教団体をめぐる諸状況についての基礎的な調査研究及び分析を行うとともに、諸外国の宗教事情を把握するための調査を実施する。更に、宗教全般に関する情報の収集、提供システム及び苦情・相談システムの在り方についての調査研究を行う。

4 文化財の保存・活用 の推進

我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた国民の貴重な財産である文化財は、我が国の歴史、伝統文化等の理解のために欠くことができないものであり、我が国の優れた伝統文化を守り伝え、発展させていくことは、文化政策の極めて重要な課題である。

このため、文化庁においては、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用を行い、広く国民に親しまれる施策に取り組むこととしている。

また、「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」の報告を踏まえ、

近代の文化遺産の保存と活用を積極的に推進する。

平成八年度においては、阪神・淡路大震災で被害を受けた国宝・重要文化財建造物等の災害復旧事業を行う。さらに、国宝・重要文化財等の買上事業及び保存修理・防災事業、ならびに、歴史的な集落町並みの保存修理事業及び防災施設の拡充を図ることとしている。史跡等の保存整備・活用については、道を軸に交通遺跡等を復元・整備する「歴史の道整備活用推進事業」を新たに実施するとともに、「大規模遺跡総合整備事業（古代ローマン再生事業）」を行う。また、史跡等の公有化助成を一層充実するとともに、史跡等保存管理計画の策定を推進していく。

近代の遺跡については、近代遺跡緊急調査を新たに実施する。

埋蔵文化財については、発掘調査に対する補助事業を拡充し、復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を実施する。また新たに防災機能にも配慮した地域の実情に合った特色ある拠点施設として、埋蔵文化財センターの整備促進を図る。

さらに、人間国宝の「わざ」と文化財を守る技術の公開事業を実施するとともに、民俗芸能の祭典として国際民俗芸能フェスティバルを開催する。

また、文化財修理技術者等の国内研修を拡

ジア地域著作権セミナーの開催、研修生の受入れ、専門家の派遣を内容とするAPACEプログラム（アジア地域著作権制度普及促進事業）を引き続き実施する。

(3) 宗務行政の推進

現在の宗教法人制度を規定する宗教法人法は、昭和二十六年に公布、施行されたが、法制定以降の社会状況の変化や宗教法人の実態の変化によって、制度が実態に合わない面が生じており、特に、オウム真理教事件を契機として宗教法人制度やその運用の在り方、宗教団体の活動の在り方に対し、各方面から問題点が指摘され、国民からその見直しを図るべきとの意見が高まった。

そのため、信教の自由と政教分離の原則を遵守しつつ宗教法人制度の適正な運用を確保するための法改正がなされ、平成七年一月一五日に改正法が公布された。

この改正法の施行は、公布の日から一年を超えない範囲内で政令で定める日からとされており、文化庁ではその円滑な施行のため、宗教法人関係者等に内容の周知等を図っている。

また、文化庁では宗教法人の所轄庁である都道府県の担当者や包括宗教法人の指導者、宗教法人の法人事務担当者を対象とした各種研修会を開催しているが、平成八年度には、

充するとともに文化財保存技術、重要無形文化財の保護の充実を図っていく。

5 国立文化施設の 整備・充実

国立文化施設については、文化発信の拠点として機能の高度化が求められている。

このため、平成八年度においては、東京国立博物館「平成館（仮称）」及び「法隆寺宝物館」、奈良国立博物館「第二新館」並びに国立西洋美術館の展示施設等の工事を引き続き推進するとともに、東京国立文化財研究所や、国立国際美術館の整備を推進する。

また、九州国立博物館（仮称）や絵画、工芸部門等の全国的な公募展を行う新しい美術展示施設についての調査研究を進めるとともに、分野を越えて芸術家が集う国際的な芸術創造を行う場の在り方についての調査研究を開始する。

さらに、国立博物館・美術館の収蔵品や公立文化施設に関する情報などを提供する文化情報総合システムの整備を図ることとしている。

特集 国語施策50年 新しい時代 に向けて

●巻頭言
国語施策五〇年の歩み——金田一春彦

●座談会

国語施策に期待する(上)

——出席者 如月小春／西尾圭子／堀田倫男
松村 明／水谷 修／(司会) 大島有史

●論文

第一次大戦後五〇年の国字問題——築島 裕

●エッセイ グレゴリー・クラーク／斎賀秀夫

●事例紹介——群馬県太田市ほか

であい・ふれあい——植田和弘

どんな講座 こんな講座

大学の公開講座から——徳島大学・長崎大学

都道府県発——教育・学術・文化スポーツコース

秋田県・岐阜県・高知県・鹿児島県

編集 後記

▽今月号の特集テーマは、年度の初めということでも平成八年度の文教施策全般を紹介する「文教施策の進展」です。我が国の教育・学術・文化・スポーツの各分野の施策の推進を、文部省がどのように取り組もうとしているのか、この特集を通じて御理解いただければ幸いです。

▽新年度になりました今月号から、本誌の企画を一部変更しました。新しい企画としては、生涯学習に重点を置くこととして、「ポイント生涯学習」、「どんな講座 こんな講座」大学の公開講座から、「現代スポーツあれこれ」を掲載します。生涯学習振興のための行政の様々な取組や、大学の公開講座を通じて開かれた大学について、またスポーツについての新しいテーマを取り上げ現代スポーツの世界を、それぞれ分かりやすく紹介

します。また、新しくはじまる「であい・ふれあい」は、時の人話題の人に登場いただき、人生のターニングポイントに影響を受けた人、本動植物等との出会いに触れ合い、エピソードなどを書いていただきます。今月号はバルセロナオリンピック陸上四〇〇m走ファイナリストの高野進さんをお願いしました。一部変更したのもとして、「名作シリーズ」は奈良国立博物館に代わり東京国立近代美術館に御協力をいただき同美術館所蔵の名作を一年間にわたって紹介していただきます。また、変更ではありませんが、天然記念物歳時記は一年間「花こよみ」として掲載します。読者の皆様の御意見をお待ちしています。

(T・K)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んだ感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定

①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただきますことがあります。

送り先

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

※電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

●「文部時報読者アンケート」

文部時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

MESSC.61 月刊

文部時報 4月号

第1432号

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号

本部 〒167-88 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 03-5349-6666(営業部) 振替口座 00190-0-161

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成8年4月10日印刷
平成8年4月10日発行

定価600円(本体583円)(〒84円)
年間購読料7,200円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いいたします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 1996 ISSN 0916-9830 ●この刊行物は再生紙を使用しています。